

京都市告示第 348 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 20 年 1 月 11 日

京都市長 榎 本 頼 兼

道路の種類 市 道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
久世 1 号線	南区久世上久世町 411 番地の 1 地先から	旧	メートル 59.30	メートル 1.50 ~ 1.80
	同町 389 番地の 10 地先まで	新	59.30	2.74 ~ 7.80
太秦経 51 号線	右京区太秦井戸ヶ尻町 18 番地の 19 地先内	旧	14.20	3.09
		新	14.20	4.00 ~ 6.01

(建設局土木管理部道路明示課)